

社会福祉法人聖心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖心会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長については、業務に応じた報酬等を支給することとする。
- (2) 理事長以外の常勤の役員については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから、本規定に基づく報酬等は支給しないものとする。
- (3) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬等を支給することとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長に対する退職慰労金を除く報酬等の額は、別表第1に定める額とする。
- (2) 理事長に対する退職慰労金の額は、別表第2に定める額とする。
- (3) 非常勤の役員に対する報酬等の額は、別表第3に定める額とする。
- (4) 評議員に対する報酬等の額は、別表第4に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 退職慰労金を除く報酬等の支給の時期は、社会福祉法人聖心会給与規定第8条によるものとする。
- (2) 退職慰労金の支給の時期は、任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内とする。

2 非常勤の役員等に対する報酬等は業務にあたった都度、支給する。

(報酬等の支給形態)

第6条 報酬等は、現金により本人（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族）に支給する。

2 本人の申し出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできるものとする。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員等が出張する場合は、社会福祉法人聖心会研修規程第4条を準用して支給する。

(端数の処理)

第8条 社会福祉法人聖心会 給与規定第26条によるものとする。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月17日より適用する。

別表第1（常勤の理事への報酬）

	報酬の額	備 考
理事長報酬	80,000 円（月額）	

別表第2（常勤の理事への退職慰労金）

	退職慰労金の額の算出方法
退職慰労金の額	常勤の理事への報酬×任期の通算年数×係数

※係数については、退職慰労金の対象となる理事の功績により評議員会にて決定する。

別表第3（非常勤の役員への報酬）

業務の区分	報酬の額	備 考
理事会等会議への出席	10,000 円（日額）	職員との兼務がない場合
法人・施設業務のための出勤	10,000 円（日額）	職員との兼務がない場合

別表第4（評議員の報酬）

業務の区分	報酬の額	備 考
評議員会等会議への出席	10,000 円（日額）	
法人・施設業務のための出勤	10,000 円（日額）	